

現在位置:[トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [子育て](#) > [保育サービス・サポート](#) > [幼児教育・保育の無償化](#) > [保護者のページ](#) > [子育て支援サービス](#)

子育て支援サービス

ページ番号1021551

更新日令和7年7月25日

一時保育や病児・病後児保育などの子育て支援サービス

一時保育や病児・病後児保育などの子育て支援サービスを利用する方へ、助成内容についてご案内します。

無償化(助成金)の対象児童

葛飾区在住の保育が必要な3歳～5歳の全ての児童と0歳～2歳のうち非課税世帯の児童が対象です。3歳とは、3歳の誕生日を迎えた日以降の最初の4月からの児童、5歳とは、小学校就学前までの児童をいいます。

<注意>

私立幼稚園・認定こども園(教育部分)に在籍する児童は、その幼稚園の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の場合に対象になります。私立幼稚園・認定こども園(教育部分)に在籍する児童については、以下のページにある「預かり保育の無償化」にてご確認ください。

[私立幼稚園・認定こども園\(教育部分\)・預かり保育](#)

無償化の対象になるためには ※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」が必要です。

利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」については以下をご覧ください。

[施設等利用給付認定\(新2号・新3号\)の手続き](#)

対象児童の要件

以下の要件を全て満たす方

- (1) 葛飾区在住で、3～5歳児クラスの児童または0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童であること
- (2) 葛飾区において保育の必要性の認定(新2号認定または新3号認定)を受けていること
※保育の必要性の有効期間が助成対象期間です。
- (3) 認可保育所・私立幼稚園・私立認定こども園・特別支援学校・小規模保育事業所等に在籍していないこと
- (4) この助成金のほかに利用料に係る補助を受けていないこと
- (5) 保育料を滞納せずに支払っていること

保育料の助成 ※申請が必要です！

3～5歳児(新2号認定)…児童一人当たり月額37,000円上限

0～2歳児のうち非課税世帯(新3号認定)…児童一人当たり月額42,000円上限

※以下の対象サービスを組み合わせてご利用できますが、上記月額上限までが助成対象となります。

対象サービス

- (1) 一時保育 (2) 休日保育 (3) 病児・病後児保育 (4) 訪問型病後児保育
- (5) かつしかファミリー・サポート・センター

※各サービスには定員がありますので、希望する日に利用できない場合があります。

※認可保育所等に在籍している児童は、対象サービスをご利用いただけますが、無償化の対象にはなりません。

(一時保育は利用できません)

※上記対象サービス以外に、認可外保育施設(認証保育所やベビーシッター含む)も組み合わせてご利用できます。この場合も、上記月額上限までが助成対象となります。

各対象サービスの利用方法等は施設にお問い合わせいただくか、以下をご覧ください。

[一時保育について](#)

[休日保育について](#)

[病児・病後児保育について](#)

[訪問型保育事業について](#)

[かつしかファミリー・サポート・センターについて](#)

申請方法

- (1) 葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書
- (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (3) 領収書(写しでも可)

※領収書は、利用料やおやつ代、その他費用が明確に分かれているものに限ります。

※ファミリー・サポート・センターの利用は「活動報告書」のみ提出((2)と(3)は不要)。

※(2)と(3)は施設から発行されます。

[葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書\(第1号様式の2・記入例含む\) \(PDF 497.8KB\)](#) 

[葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書\(第1号様式2別紙\) \(PDF 48.3KB\)](#) 

申請期限等(令和7年度)

対象サービス・対象月	締切り	通知・振込 時期	提出先
一時保育、休日保育、かつしかファミリー・サポート・センター (1)4月～8月分 (2)9月～3月分	(1)令和7年11月28日 (金曜日)必着※ (2)助成方法検討中	5月下旬 頃 決定通知・ 振込	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所子育て施設支援課 私立保育所係 認可外保育施設助成金担当 ※郵送またはご持参ください。
病児・病後児保育、訪問型病後児保育 4月～3月分	令和8年4月10日(金曜日)必着※		

子育て支援サービスの食材料費の助成

【国の食材料費の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い給食に要する食材料費について、国は、在宅で子育てをする場合にも生じる費用であること、介護や医療の分野においても食事が自己負担とされていることから、保護者からの実費徴収としました。

葛飾区は、保護者の負担を軽減するため、利用したサービスが給食を実施している場合は、実施日数に応じて児童一人当たり日額320円を上限に食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。

定期利用保育をご利用の場合

定期利用保育を利用する児童も無償化の対象になりますが、助成限度額や利用条件が異なります。詳細は以下をご覧ください。

[認可保育所・認定こども園\(保育部分\)\(2\)](#)

このページに関するお問い合わせ

子育て施設支援課 私立保育所係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所4階 401番子育て支援窓口

電話:03-5654-8297 ファクス:03-5698-1533